

館野 治信 「行政委員の報酬についての検討 —栃木県内市町の事例調査—」

1. はじめに

行政委員会は日本の行政機構の中に定着しているものの、委員の選任法や活動内容等のいくつかの課題も指摘されている。本小論では、行政委員会の内容や活動についてではなく、行政委員の報酬の現状と課題について検討する。栃木県内の行政委員の報酬については、その妥当性について新聞でも報道されている¹。ここでは市町間の格差、および勤務実態と報酬の関係の2点が問題として取り上げられている。

本小論では、栃木県内の30の市町の行政委員の報酬の現状を調査し、報酬額が何によっているかについて検討する。ここでは、地方公共団体に存在する約10種の行政委員から、教育委員会委員を対象とする。

2. 栃木県内市町の行政委員(教育委員会委員)の報酬の現状

地方自治法では、「報酬は条例で定める」と規定されている²。そこで、県内市町の条例から、行政委員の報酬を調査した。報酬額は市町により、また委員の種類により、大きく異なっている。また、支給法は、年俸制と月俸制の2種が存在している。基本的には、報酬額が大きい市町では、月俸制を採用している。図1に教育委員の報酬の分布を示す。年額の報酬は、平均で38.6万円/年、最高は宇都宮市の128万円、最少は西方町の10.8万円である。最大と最少の比は、約12倍である。

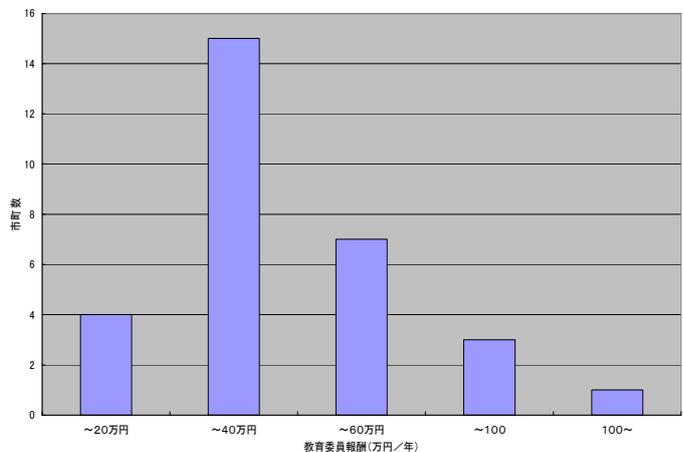


図1 栃木県内市町の教育委員報酬
(市町の条例(2010年1月時点)を参照し、編集)

同等の任務を遂行していると考えられる教育委員会委員の報酬に、なぜこのような差異が生ずるのであろうか。

同様に地方自治に関わっている自治体の職員や、議会の議員の市町による差異はどうであろうか。

以下、行政委員の報酬について検討する。

3. 行政委員の報酬についての検討

行政委員には限定されないが、何らかの労働・貢献に対する報酬はどのような要因で決定されるのであろうか。考えられる報酬要因を、表1に示す。

① 法的規制

法的規制の遵守は当然のことであるが、地方自治法は前述のように条例の制定を求めているが、支給額についての明記はない。しかし、報酬は勤務日数に応じて支払うことを規定している³。

市民オンブズマン等は、この点を問題にし、行政委員への報酬は地方自治法違反と主張している。最低賃金法については、非常勤の行政委員には直接的関係はないと言ってよいであろう。

¹ 下野新聞「行政委員長報酬に格差」2009/4/25

² 地方自治法「203条の2項」による。

³ 支給法については、日当制が原則であるが、条例で特別の定めを許容している。

② 支払い者の能力との関係

多くの民間企業では、支払い者の能力が報酬・給与に影響を与えている。地方公共団体の職員や行政委員の給与・報酬ではどうであろうか。

まず、常勤の職員の給与を見てみる。図2に、各市町の支払い能力の指標の一つである財政力指数と、地方公務員の給与水準の指標であるラスパイレス指数⁴の関係を示す。

図からわかるように、栃木県内市町の公務員の給与水準と、当該地方公共団体の財政力指数には、相関は殆んどない。

それでは、行政委員報酬と支払い能力の関係はどうであろうか。図3に財政力指数⁵と行政委員報酬の関係を示す。行政委員の報酬額も、市町の支払い能力には依存していない。

すなわち、職員の給与や行政委員の報酬は各市町の財政事情にはよらず、他の要因で決定されていると言えよう。

表1 行政委員の報酬決定要因

酬の要因		行政委員との関連性
大分類	小分類	
1. 法的規制	① 地方自治法	有
	② 最低賃金法	
2. 支払い者	① 支払い団体の規模	大
	② 支払い能力	
	③ 得られる成果	
3. 業務内容	① 業務内容、難易性	有
	② 業務量、拘束時間	有
4. 受領者(委員)	③ 資格、スキルへの配慮	有
	④ 社会的地位、年功	有
5. その他	① 横並び意識	大
	② 生活補償	
	③ 常勤職員との対比	

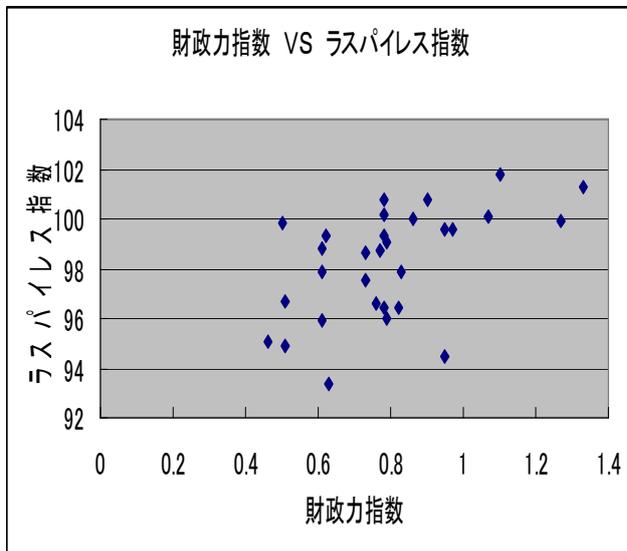


図2 財政力指数とラスパイレス指数の関係
(データは総務省のホームページより引用
http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/H20_chiho.html)

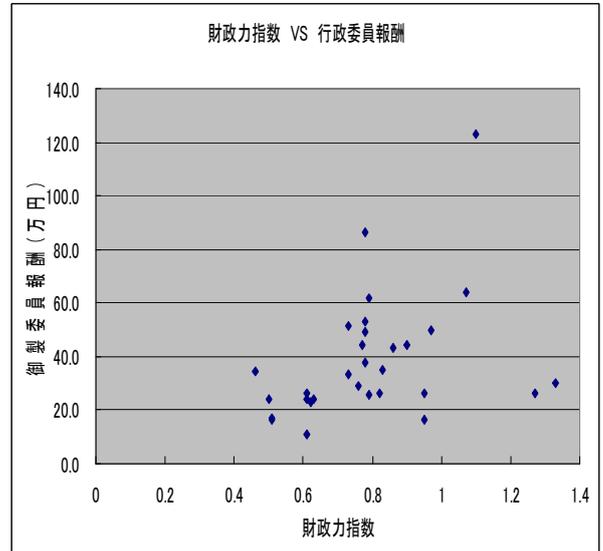


図3 財政力指数と教育委員報酬
(データは総務省のホームページより引用
図2に同じ)

⁴ ラスパイレス指数: 地方公務員と国家公務員の給与水準の比。国家公務員を基準に、職員構成・学歴・経験年数等も加味したもの。

⁵ 財政力指数: 地方公共団体の財政力を示す指数。基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値。

③ 支払い者の規模との関係

支払い者の規模、具体的には市町の人口規模と報酬の相関はどうか。先ず、常勤職員の規模との相関を図4に示す。図からわかるように、人口規模と給与水準(ラスパイルズ指数)の間の相関は小さい。すなわち栃木県の市町の職員の給与は、市町の規模には殆んど依存していない。職員の業務は、必ずしも市町村の規模には拠らないのであるから、これは一定の合理性があるといつてよいであろう。

それでは行政委員の報酬はどうか。

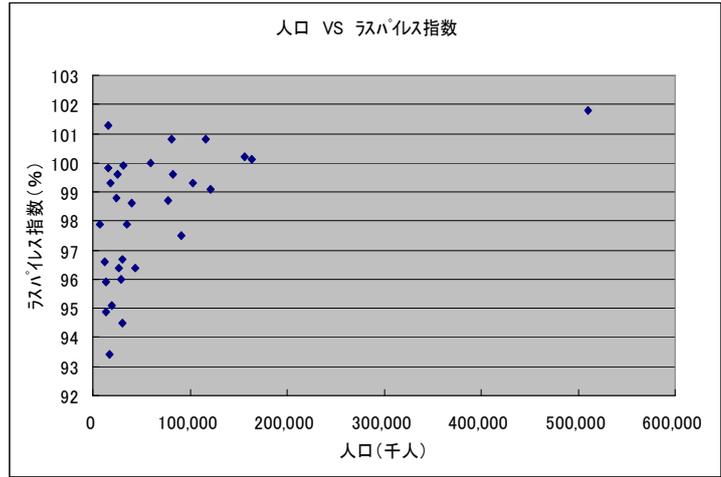


図4 市町規模(人口)と職員給与
(市町の人口は2010/年1月時点)

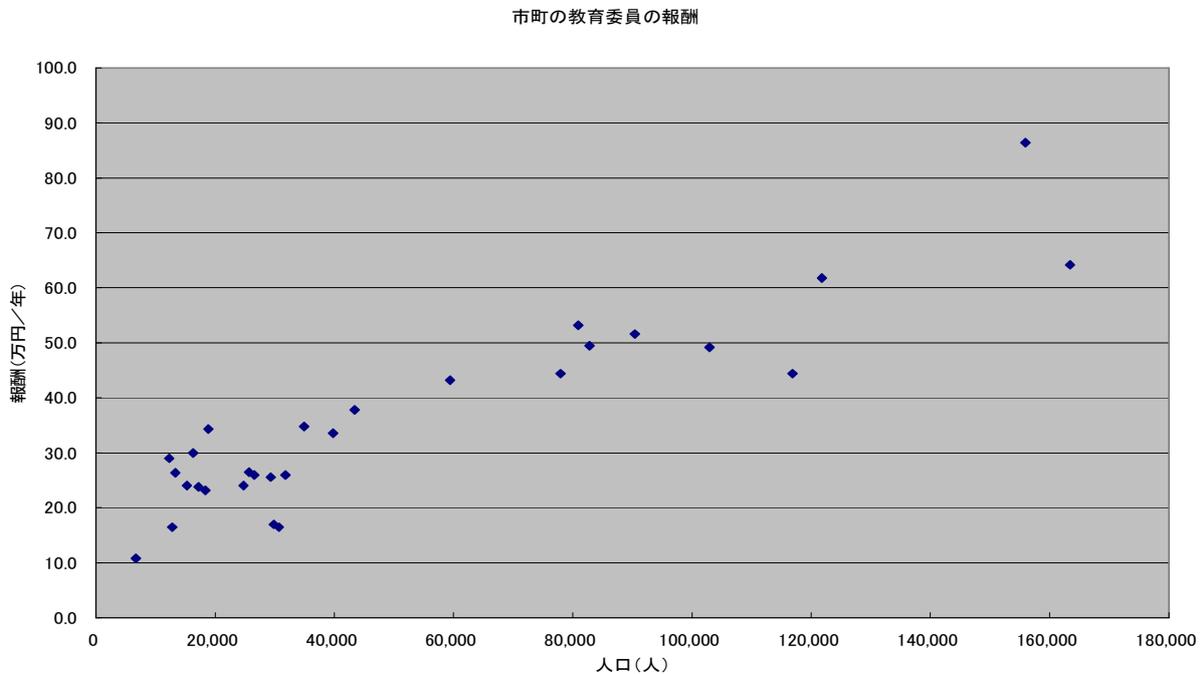


図5に市町規模と教育委員の報酬の関係を示す。

図からわかることは、市町の人口規模と、行政委員の報酬には強い相関があることである。市町の職員の給与は規模に拠らないが、行政委員の報酬は規模と強い相関がある。これは人口規模依存に合理的理由があるというより、類似規模の市町との横並び意識や、大規模都市の優越意識が作用しているのではないかと推測する。

④ その他の要因

行政委員の属性による影響は、一部に認められる。すなわち、本来強い決定要因になるべき業務の内容や量と報酬の関係は確認できなかったが、社会的地位・スキルへの配慮が認められる。その顕著な事例として、野木町では公認会計士の資格を有する監査委員に対しては、無資格者の2.3倍の報酬(50万円/年)を支払うこととしている⁶。

⁶ 野木町条例 非常勤特別職員に対する報酬支払い条例

以上から、確認できたことを以下に記す。

- ① 行政委員の報酬は、市町の人口規模と強い相関がある。しかし、市町の支払い能力には依存していない。
- ② 市町の常勤職員の『給与は、市町の規模にも、支払い能力にも依存しない。

3. 行政委員報酬の問題点と今後の指針

報酬についての課題を以下に記す。

- ① 報酬額の妥当性：報酬の支払い法については、地方自治法は日当制を原則としているが、県内の全ての市町は月額、または年額を採用している⁷。殆どどの市が月額、また殆どどの町が年額である。「市民オンブズマンパーソナル栃木」は月額報酬を自治法違反と主張している⁸。報酬の算定基準を明確にし、業務内容と量に応じた額とすべきであろう。
- ② 人口規模による報酬の差の妥当性：市町村による報酬額の差異は当然発生し得るが、同一任務に対し10倍以上(11.4倍)の差は妥当であろうか。ちなみに、首長の報酬の差は2.2倍(宇都宮市長1825万円、野木町838万円)である。

行政委員報酬のあり方の試案を以下に記す。

- ① 行政委員報酬は、委員業務により期待される成果も配慮すべきであるが、成果は測定困難であり、代替案として、常勤幹部職員の報酬を基準とする方法を提案したい。行政委員の資質・能力・経験は、幹部職員と同等と考えても良いであろう。幹部職員の報酬を参考に、執務時間を考慮して決定したら良いと考える。
- ② 現状の市町の人口規模への極端な依存は廃すべきと考える。首長・議員・職員の報酬は、市町の規模にも依存するが、行政委員のような、大幅な差はない。
- ③ 報酬への対価の1つとして、行政委員の業務成果を市民に公開すべきと考える。現在、業務内容の一部については、ホームページ等で公開している市町もあるが、より広く情報公開すべきである。その内容が報酬にふさわしいかを市民に判断を委ねるべきであろう。

4. まとめ

行政委員の報酬の現状を調査し、その問題の一端を明らかにした。また今後のあり方の検討を行った。今後の主要な課題を以下に示す。

- ① 教育委員以外についての検討
- ② 栃木県外を含めた検討
- ③ 行政委員の業務内容と業務量の検討

以上

【参考文献】

1. 伊藤正次『日本型行政委員会の形成』2003 東京大学出版会
2. 新藤宗幸『これでよいのか！ 教育委員会』2009 東京市政調査会

⁷ 県外の地方公共団体には、日当制を採用している自治体もある(例えば、前橋市)。

⁸ 下野新聞「月額報酬は自治法違反」2009/5/21